

## 薬機法参考資料

＊注意：本資料は社内向けの情報共有を目的としており、ウェブサイト等への転載や公開は固くお断りいたします。内容の全部または一部を、そのまま、あるいは修正して使用することもご遠慮ください。あくまで参考資料として、情報共有いたしますのでご活用ください。

### 薬機法における表現上の注意点

医薬品医療機器等法（薬機法）では、以下の表現が禁止されています。

- ・病名の明記と効果効能を謳う：特定の病名を挙げて、その効果や効能を表現すること。
- ・治療・予防効果を謳う：病気や身体的な問題に対する治療、予防効果を、科学的根拠なく表現すること。ただし、健康維持を目的とした表現は、適切な範囲で使用可能です。
- ・医薬品を連想させる表現：「舌下」「口腔内スプレー」「処方」「ドーズージ」など、医薬品を連想させる用語の使用（後述の例文を参照）。
- ・精神作用を謳う：食品や雑貨の範疇を超える精神的な作用を表現すること。
- ・入浴方法の表現：「お風呂に入れる」などの表現に加えて、効果効能を謳うこと。（後述の例文を参照）。
- ・用法用量の断定的な表現：決まった用法や容量を明記すること（後述の例文を参照）。

### 表現例：注意点と改善案

あくまで参考資料の一部として、ご参照いただけますと幸いです。

#### ➤ 飲用エッセンスの効果

（修正前）深く死を恐れている人にも効果があります。（ブッシュエッセンス：ブッシュアイリスより）

（修正後）心の奥底に不安を感じている方に。

（修正前）自分が抱えている問題にきちんと向き合いたい時に。→食品の範囲外の表現なのでNG

（修正後）自分ときちんと向き合いたい時に。

（修正後）自分らしく生きるサポート。

（修正前）心のしこりを手放したい時に。過去の問題を解放したいときに。→食品の範囲外の表現なのでNG

（修正後）気分を切替えたいときに。

（修正前）ストレスが強い時の助けに。→精神的な状態の表現なのでNG

（修正後）日々のストレスに、リフレッシュしたい時に。

（修正後）ストレスを感じる毎日に、心地よい時間のお供として。

＊本来の自分を取り戻したい時に。気分を切替えたいときに。

→これらは実際の効果について根拠があるか？景品表示法上根拠があればOKだが、なければ問題になる可能性あり。薬機法上は問題ないと思われる。

➤ 入浴時の表現

お風呂にエッセンスを入れることで、身体の症状、健康状態、精神作用、リラックス効果、保湿効果、温熱効果などを謳うことはできません。「入浴時のお風呂に入れる」「お風呂に入れて楽しむ」といった表現であれば使用可能です。

➤ エッセンスの使用方法

(修正前) 舌下に垂らして飲む。→舌下という表現は、医薬品に該当する表現なので NG

(修正後) フラワーエッセンスを口の中に落とす、または入れる。

(修正前) 口腔内にスプレー・噴霧して摂る。→医薬品に該当する表現なので NG

(修正後) コップ一杯の水にスプレーして摂る、コップの中の水に入れて摂る。

(修正前) ドーゼージボトル。→医薬品を連想させるので NG

(修正後) トリートメントボトル。

(修正前) 1回3滴1日3回。→決まった用法や容量は医薬品を連想させるので NG

(修正後) 1回3~4滴、1日3~4回を目安に。

➤ スプレータイプのエッセンスの効果

(修正前) 心身の健康維持。→スプレーは雑貨なのでこの表現は NG。飲用タイプで表現するなら OK。

(修正後) 心地良い空間作りに。お休み前に、瞑想やヨガなどの前に。気分をリフレッシュしたい時に（オイルが入っている商品であれば OK）など。

\*心身の健康維持という表現は、飲用タイプの場合で下記のような表現でしたら可能です。

→長期的に使い続けることで身体の健康維持の助けに。

➤ その他

**【重要】表現に関する修正のお願い**

病名や身体の部位を直接的に表現し、それらの疾患や部位への効果を謳っていると誤解される可能性のある表現につきましては、全て修正いただきますようお願い申し上げます。

---

ご不明な点などございましたらネイチャーワールド(株)までお問合せくださいませ。